

福祉 子ども手当制度から、児童手当制度へ
児童手当の支給が始まります

平成24年4月1日から「児童手当制度」により、手当の支給が始まります。
▼対象者 町内に居住し、中学3年生までの児童を養育している人
※15歳到達後の最初の3月31日までの間の児童です。

▼手当の月額額(一人あたり) 所得制限限度額内の人
0歳〜3歳未満 1万5,000円
3歳以上〜小学校修了前 第1子・2子 1万円
第3子以降 1万5,000円
中学生 1万円
所得制限限度額を超える人 月額5,000円
※所得制限限度額については、平成24年6月分から適用。年収960万円(夫婦・児童2人)を基準とします。

※6月初旬に通知を送ります。現在、「子ども手当」を受給している人でも、「現況届」の提出が必要で、6月初旬に通知を送りますので、必ず確認して、提出してください。
※平成24年1月現在、邑栗町に居住していなかった人は、「課税(所得)証明書」の提出も必要です。



児童手当制度は、子どもたちのための大切な制度です

児童手当	子ども手当
<ul style="list-style-type: none"> ●3歳未満▶15,000円 ●3歳~小学生第1子と第2子▶10,000円 ●第3子以降▶15,000円 ●中学生▶10,000円(一律) 	<ul style="list-style-type: none"> ■直近の子ども手当(特措法)児童手当と同じ ■所得制限なし
<ul style="list-style-type: none"> ●夫婦と子ども1人の世帯 年収917万8,000円以上 ●夫婦と子ども2人の世帯 年収960万円以上 ※子ども一人あたり月5,000円 	
支払額(月額)	所得制限

※6月初旬に通知を送ります。現在、「子ども手当」を受給している人でも、「現況届」の提出が必要で、6月初旬に通知を送りますので、必ず確認して、提出してください。
※平成24年1月現在、邑栗町に居住していなかった人は、「課税(所得)証明書」の提出も必要です。

相談 悩みを持つ小中学生や保護者の相談窓口
教育相談室をご利用ください

教育相談室では、いじめ、不登校などの悩みを持つ小・中学生や、保護者の皆さんのご相談を受け付けています。一人で悩まず、ご相談ください。ふれあい教室では、学校に行けなくて悩んでいる小・中学生の学校への復帰支援なども行っています。

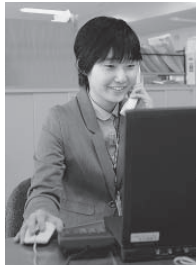
▼開設日 火・金曜日(祝日除く)

▼時間 午前9時〜午後5時
ふれあい教室
▼開設日 火・土曜日(祝日除く)
▼時間 午前9時〜午後2時45分
▼場所 邑栗町公民館2階教育相談室
▼教育相談室長 関根史代
▼ふれあい教室指導員 大月愛美
▼問合せ 教育相談室
☎ 歳88-97779

募集 明日の「まちづくり」にあなただけの力を
役場職員を募集します

町では、町職員を募集します。
正規職員募集(平成25年度採用)
▼募集職種・人数 一般事務・若干名
▼受験資格 大学卒業程度以上の学力を有し、昭和60年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人
▼試験日・会場
第一次試験 7月22日⑧・町役場
第二次試験 8月下旬に予定・町役場
▼受付期間 6月4日⑧〜15日⑨(午前8時30分〜午後5時15分まで)
※土・日曜日、祝日を除く。

月30日まで(雇用継続あり)
▼提出書類 履歴書(市販のもの)
▼選考方法 書類審査、面接など
▼申込締切 6月1日⑧まで(午前8時30分〜午後5時15分)
※土・日曜日、祝日を除く。
▼申込・問合せ 役場総務課
☎ 47-50001



やりがいのある仕事を見つけた

福祉 該当者の医療費を公費で負担します
福祉医療費支給制度のお知らせ

該当する人で、福祉医療費受給資格者証がない場合は、申請してください。
▼対象 次のいずれかに該当する人
①子ども(中学校卒業まで)
②重度心身障害者(特別児童扶養手当1級、障害年金1級、身体障害者手帳1級・2級・療育手帳A)
③現在、18歳未満の児童を扶養している母子・父家庭、または父母のいない18歳未満の人
▼必要書類など 印鑑、健康保険証
▼対象② 年金証書、身体障害者手帳、療育手帳などの写し
▼対象③ 戸籍謄本など、所得課税証明書
▼支給対象の診療 保険診療に限る
※文書料や健康診断、予防接種、薬の容器代などは対象外。高額療養費、付

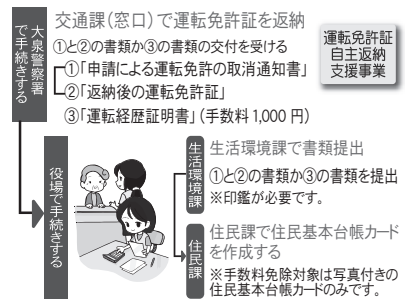
加給付、日本スポーツ振興センターなどからの医療費支給部分も対象外です。
▼支給方法
県内の医療機関 福祉医療費受給者証を医療機関の受付で提示する
県外の医療機関 医療機関で医療費を支払い(一時立て替え払い)、福祉医療費給付申請書、診療明細書(領収書)を福祉課へ提出する。後日、保険診療費を指定の口座に振り込みます
▼保険証が変わった場合 就職・退職、保険組合の変更などにより保険証が変わった人は、保険証、福祉医療費受給資格者証、印鑑を持参のうえ、福祉課で変更手続きする
▼申請・問合せ 役場福祉課
☎ 47-50022

福祉 対象の人は、役場福祉課で手続きしてください
第3子出産祝い金のご案内

町では、第3子以上が生まれたご家庭に、出産祝い金を支給しています。対象の人は、役場福祉課で手続きしてください。
▼対象 ①と②に該当する人
①町内在住で、引き続き6か月以上町内に住所がある
②新たに第3子以上を出産した家庭
▼支給額 10万円
▼申請方法 所定の申請書に必要事項を書き添えて申し込む
※申請書は、役場福祉課にあります。
▼申請・問合せ 役場福祉課
☎ 47-50023

交通 高齢者の交通事故の減少を図るために
運転免許証自主返納を支援します

町では、高齢者の運転免許証の自主返納を支援しています。自主返納すると、「住民基本台帳カード」の交付手数料(5,000円)が免除になります。
▼対象(次のすべてに該当する人)
①町内に住民登録をしている
②免許証の自主返納時に65歳以上であること
③町税と国民健康保険税の滞納がないこと
※平成24年4月2日以降に自主返納した人に限られます。
▼問合せ 役場生活環境課
☎ 47-50019



改革 業務の統一と、スリム化を図りました
役場組織の機構改革を行いました

町では、4月1日付けで役場機構の一部改革を行いました。
▼機構改革の内容
①土木課と都市計画課を統合して、「都市建設課」に変更
②生活環境課の一部の業務(浄化槽事業、新中野・明野の下水処理など)を、水道課へ移行
③産業振興課の整備改善係を廃止し、農政係に業務を一本化

●都市建設課の主な業務内容
管理係 ☎ 47-5029
道路・公園などの管理などの業務
工務係 ☎ 47-5030
道路の工事や補修などの業務
計画建築係 ☎ 47-5031
町営住宅の維持・管理、都市計画に関することなどの業務
轄区画整理事務所 ☎ 70-2146
土地区画整理事業に関する業務
※詳しい内容は、役場総務課まで。
▼問合せ 役場総務課 ☎ 47-50002